

3 4
2 3
1 2
0 1
9 8 7 6 5 4 3 2 1 0

特別
14
3163
166(3)

久慶高開
六月長
大殿祭
詞別夏
御門祭
丁
子
年
丁
子
年

戊

久保季
茲著述

祝詞略解

三



貴
14
3163
166(3)

祝詞略解三之卷



久保季茲
吉岡徳明
校訂

久度古開 考云大和より今の大和へ遷し奉りたまひし事
ハ上よいづ○久度神社も神名式よ平群郡に出づ今も同
郡龍田の立野の社近き所の大和川の川邊に久度村ちふ
里ありてその氏神と齋ふ社を此皇神ぞと國人云つ古開
は何所よや古くも今も考ふべきものなし文德實錄より
此方紀どもよ皆久度古開とつゞけて神位も均しきハ同
ト所よ齋ひたまふか然れども此祝詞よ二所の宮とあれ
ば本異所よは在けんさて文德實錄よの古開とありて
三代實錄より江家次第抄までは古開とあれば多きに從

ひて今も開と書つ且訓はあきかさきか又古開の二字假名よて異訓あるがとかく考得がたし○講義云式に大和國平群郡久度神社これあり續紀に延暦二年十二月丁未大和國平群郡久度神叙從五位下と見えたり昨年十一月に今木大神はしも從四位上より叙せられ玉へるより依て此よも奉られたるものあり然れバ神託ム依て平野に遷坐別なりける是より後の神位を平野にて受させ玉ふと見えたり續後紀承和三年十一月庚午從四位上今木大神奉授正四位上從五位下久度古開兩神並從五位上と有ヲをもて知るべし○祭神也御竈神也その證也日本紀略天德四年十九日條今夜坐内膳司忌火庭火等神奉遷冷泉院内膳仍權大納言師尹卿以下奉遷之平野謂釜二口也庭火謂鑄一

口也各有臺長櫃等衛士持之奉遷院乾方新屋庭火平野別別屋也安置之後宮主申祝詞スと見えたる平野云々よて又中右記一月三日條内膳司御竈神三所也一所平野件美御祭奉仕之神也一所庭火是尋常御飯奉仕之神也一所忌火是則十一月新嘗六月神今食祭奉仕之神也とある是あり云々○和名抄窓竈後穿也和名久度とあり云々久度は凹處の意よて鍋を懸る所を云なり然れば其土よて築固めたるをヘツヒといひ其炊爨の用をあそ所を久度とはいふありけりさて平野よ祀る所の久度神ハ所祭祀火庭火の皇神等よて御靈實は釜と鑄とに御座坐りと見ゆ云々記傳に内膳司ある竈神ハ即ち竈を神と稱る也と云れたるも然る事あがら右の三の御竈を記を引て云る

火平野三なり神体として紀畧より平野謂釜二口也とある其一を久度神その一を忌火神と稱へ玉ひし者なるが其へツヒ乃神は忌火神にて渡らせ玉ふこと著く庭火神も釜神にて煮炊する用を主る神よ在ること疑なからべきもの也忌火神の大炊寮齋火武主比神と記せれば總ての火、も古閉にて古瓮を祀れる社ならむか瓮の物を盛る器の名にて此の御食を炊く瓮を祭れる也と思ひて考ふるよ叶毛字ハ古閉ヨテ布瓈御魂大神なること下云るが如し云。○布留閉てふ言の因て起る所ハ既にも引る天皇本紀云。天孫本紀云。布都御魂神と共に石上邑より定り給ひしより布留御魂神と奉稱ること神名式より定り給ひしより布留御魂神と申そにても著かりけり

和國山邊郡石上布留御魂神社と申そにても著かりけりさて十一月より鎮魂祭といふ事あるがこハ右の十種神寶の御魂とまを布留御魂神を招請り給ひて御靈振の神事を物し玉ふが故に鎮魂祭の字を四時祭式よりホムタマフリと訓て云。是等の事ハ鎮魂の條云ヘバ爰より多かれど解難き。今云て事はすべて畧けり彼條と合せ見るべし然のと云て事足れるを得ず思ふもあるべけれど布留と申すは十種神寶の本体の名あり布留部と申そハ鎮魂の神事を爲て御魂招爲るおとあれば何か妨あらむ云。此等を合せて古開神ハ布留御魂神と思ひ定めたるあり今木神の布留御魂神なるが別なる御由緒より依ながら同ト平野の相殿より鎮り坐ける事豈少縁の事あらむや

定奉云ミ 講義云春日龍田平野此詞と同ド云ひざまある
が今此に此文の義を得たりそも乞給比之任爾より受る
結びあるが故よ定奉氏と云るにて常に稱辭竟奉といふ
所との異なりさるハ神の所を指し定めて云ミの所ノ鎮
坐むと神託のありけるよ依てそを承諾ウツナひ奉りて宮柱太
敷立て神の宮居を造作て鎮め奉るをもて定奉氏とは云
へり云ミ 豊受宮儀式帳ノも宮定齋仕奉始支トありコモ
大御 神の御悟シを得て豊受ノ大神サルするも風神祭詞に吾宮者朝日
乃日向處夕日乃日隱處乃龍田乃立野乃小野爾吾宮者定
奉氏吾前乎稱辭竟奉者云ミ是以皇神乃辭教悟奉處兩宮
柱定奉且此皇神乃前爾稱辭竟奉云ミとあるをもて神の
乞給へる任に宮造奉るを定奉といひ御喻シあくして宮造

仕奉たまふを稱辭竟奉ト申セ例と見ゆテ稱辭ノ竟天
玉ヒタチ神乃前爾依て索れバ數多あり但し風神ハ右の如シ天
未其シテ神託の事を云シざるが故なりハさるハ神の此所ヲと
御喻坐シそ所ノ神の御心ヲ欲したまふ地なれハ慥シよ定奉
と實シ云べき理あるが顯明より定めさる宮所ノ實シ神
の御心ヲ叶せ玉ふや否や測り奉ることの恐きシよ依て
おほらかよ稱辭竟奉トは申すありハ今接に此說穿鑿
に過たるが如くあれどもいと委しくめづらしければ
けつ尙考ふべきあり○さて平野神社祭神のことハ諸書
よ今木ハ日本武尊源氏久度ハ仲哀天皇平氏古開ハ仁德
天皇高階相殿比賣神ハ天照大神大江など云ハれど皆當
らぬ說なること講義ノ委しく辨へたるが如しきれどそ

も甚長ければ引出シテ又同書に祭神を考へ云ること上よ
大凡記せる如く但し相殿、姫神の事ハ下に云ふ此そ然もやとも聞ゆれ
ど猶思ふ古開を古閉と書る本もあく又竈神を石上大
神と共に合祀らむことも由縁詳ならねバ確に定べきに
あらま近藤芳樹の大祓執中抄に文德實錄齋衡二年
十二月丙子朔大炊寮大八島竈神齋火武主比命庭火皇神
并授シテ從五位下マサニまた天安元年四月癸酉有レ勅大炊寮大八島
竈神内膳司忌火庭火神并奉授シテ從五位下マサニまた三代實錄貞
觀元年正月廿七日大炊寮從五位下大八島竈神八前齋火
武主比命神内膳司從五位下庭火皇神并授シテ從五位上マサニ同九年正月廿六日丁卯授シテ内膳司從五位上庭火皇神從四位下マサニ
あど見えたる大八島竈神も忌火神も庭火神も共よ竈を

以て神として御位を授けられさる物なりけり云々文德
實錄のとく大炊寮に大八島内膳司に忌火庭火ハおは
しまるゝあるべし云々是を祭らるゝ事の證宮内省式ヲ
御並中宮御贖及祭忌火庭火御竈神平野御窖ヲ神料雜物云
々大藏省式に此文見セ也とあるよて知られたり諸この式ヲ平野と
云るが即ち大八島竈の事あり云々神名式ヲ平野祭神四
座云々文德實錄仁壽元年十月乙卯の件ヲ遣使者於平野
神宮策命曰云々正三位今木大神乎波從二位爾正五位上
久度古開等二前神乎波從四位下爾合殿坐須比賣神乎波
正五位下乃御冠爾上奉云々と見えたる神等の御事よて
其内なる久度神が即御竈神にて云々但し同竈の内ヲも
後ヲ穴有て煙の立昇るやう作れるを久度と云セの久

度の籠を古くハ大八島と云り云々籠を八島と云はもと
平野御籠の名にて朝家のミの稱なりシノ色葉和難抄に
大嘗會の行幸もかまの立たるをバや左の立たると
云なりと云れば平野ニ限らず忌火庭火の御籠をも後ヨ
ハ一に推籠て八島と云たりシが民間までも及て凡ての
籠のことゝ成りしと思へれされど誠ニ窓のあるが八島
なり云々中右記の寛治八年十一月一日の件の裏書云
長徳三年三月廿一日藏人信經私記曰云々内膳司御籠神
三處也一所平野件癸御祭奉仕之神也一所庭火是尋常御
飯奉仕之神也一所忌火是則十一月新嘗會六月神今食祭
奉仕之神也云々陰陽寮式ニ庭火並平野御籠神祭坐ニ内膳司神
座十二前各六云々右毎月癸日之中擇其吉日ヲ祭ルとあれバ

平野のみならず庭火も兼て癸日御祭乃行はるゝ事知
べし癸日ニ祭るは云々五行説より依て始たる陰陽家の祭
なり故に陰陽寮に忌火御籠には癸祭の無きは云々最も
貴き神事の時のミ用らるゝ御籠ある故に陰陽家の漢祭
をバ用ひ玉はざるありさて忌火の神今食奉仕の神ある
に付て思ふよ今食は今木と訓む云々玉勝間に云る如く
なるべし云々今木大神は即ちこの忌火御籠を祭れるよ
やあらむ然るよ八島をバ上件ニ云りシ如く平野とも稱
なる御籠として忌清えらるゝ故ニ旨とある方の忌火と
いふ御名のミ傳へりて今木といふ御名の傳はらぬよや
あらむ云々平野御籠ハ日本紀略承觀元年十月一日の件

よ内膳司平野庭火御竈釜被盜取了とあり是上件に引る
中右記よ圓融院御時爲人所盜取と見えたると同時の事
なり云々庭火は内膳屋の庭内に居て御饌物を焚調ふる
竈ある故に此名あるよやあらむ云々左經記寛仁二年四
月廿八日の件に亥二點還宮太皇大后宮令同輿給以同刻
奉渡御竈神奉遷内膳また小右記延久四年十二月廿一日
の件よ亥刻有院廳始子刻被渡内膳御竈神別當顯綱朝臣
判官代忠季主典代藏人公文等向彼司奉迎之また山槐記
治承四年四月廿六日の件に今度被奉渡御竈神於大内云
云新院御竈神今夜同自大内内膳被奉渡院當今坊時御竈
神御坐于閑院之内膳云々以内裏御竈神奉渡院内膳者可
レ有其障以院御竈神奉渡前坊内膳屋不可有事之忌由所存

也云々また黄葉記寛元四年四月廿九日の件に抑竈神祭
自御在位時可有之脱屣以後院司參向自内膳屋可奉渡之
また本朝世記康治元年十月十四日の件よ坊時御竈神自
三條殿奉渡土御門皇居云々又内膳御竈神被奉渡新院了
などある御生涯聞食す御饌を焚く竈のあとにてこれ庭
火ありけりされば庭火のことは御一代よ一必造鑄造ら
るゝ物なるにや云々平野社は上件よ云如く第一第二の
神殿ともよ御竈の御靈を祭れるにやと覺しければ第三
の神殿なる古開神も若くハ此庭火の御靈よはあらぬよ
や御名義庭火御竈ハ天子御一代よ一箇づゝ必造らるゝ
例なる故よ嗣御の後は其御代の庭火を別所よ藏めおく
是を古開といふ歎古ハ舊ならむ開用なき器をアキモ

いたく覺束あし且田村の今木神ハサも云つべけれど平
羣郡に久度神をば何の由縁ありて祭られけむ此は遂よ
悟り得難し然れバこの祭神のことハ今妄よ定め難くお
もへバ猶物よく知らむ人の定めを待つのみまた相殿比
咩神は講義よ大宮能賣命亦名字受賣命ありとせりこは
此神ハ猿女祖にて鎮魂の事その遺跡たるが故なり又執
中抄には大戸比賣神古事記に諸人の持齋トセリとせりこは餘
の三神の寵神あるに依りての考なりこは餘の三神の體
しの説にそ光仁天皇の皇后天知日之子姫命とせられ
り神教叢語第七十二號に出づこれ亦なほ熟く考へて定むべきあり又
伴信友の説に和氏の祭に預るに依て外國の神とせるは

ノと云アキよて空器のこと也然れども此は決ては云難
志云々抄抄出執中とあり此說最委しくて實ホトコホとおほゆれ
と猶その難をいはゞ忌火御竈は新嘗神今食等奉仕の神
ありとて今食と申さむも重き方の新嘗を除て神今食を
名とせむこと如何あらむまゝ古開の考も然ることあれ
と御一代一箇づゝなれば數十の御竈のあらむを悉く平
野の三殿に藏めらるべくもあらむ又大炊寮内膳司にて
大八島忌火庭火とて祭らるゝを殊更よ奈良田村まゝ平
群郡をどに祭られむこと其由縁きたかならむ但し淳仁
天皇光仁天皇あとの龍潛の御時神託よりて祭りたま
へるからむかともいふべく又古開も御代々々のを悉く
納むるよはあらで其先御代のならむとも云べけれど猶

講義よ辨へる如く非事あればすべて爰よ取出せその
和氏は桓武天皇の御外戚なる故よ依ることなれば其祭
神に係るおとよ非ざるあり○かく記し終て後よ餘よい
さゝか考ふることありて大日本史を閲るよ延暦十三年
の下よ是歲建平野社ヲとありて一代要記に據る由見えた
り此は平安城遷都の因よ記せるにハ非トかとも覺ゆれ
ば確證との云難かるべしなほ他よ證を得て定むべきよ
あむ ○

六月月次 今按よ此下に考に祭字を補はれたりまことよ
あるべき理なり○考云四時祭式よ月次祭六月十二月十
一日と見えより神祇令月次祭義解よ於ニ神祇官ヲ祭與ニ祈年

祭同シ如庶人宅神祭也とありおは祈年と均ゑく京畿諸國
を合て三千百三十二座の神たちへ月毎よ奉り玉ふ幣を
六月と十二月の十一日よ諸國の神主祝部を神祇官へ集
へて頒ちたまふありその正月より六月までの幣ハ十二
月に頒ち七月より十二月までの幣ハ六月よ頒ち賜はせ
るなり○この祭ハ神祇令よ出づ又大寶元年七月乙訓郡
火雷神宣入ニ大幣月次幣例ヲと紀よ見ゆればその始へいと
古へなりけむ然るを或物よ弘仁年中よ此事始ると云る
ハ何事ぞや○後釋云此祭に預り給ふ神ハ諸國合せて三百
四座にして皆大社よて案上の官幣に預りさまふなり
神名帳よも此祭よ預り玉ふ神社ヲ各々月次と記され
たり其外ハ預り玉ふこと無し然るを考よ此ハ祈年と均

の能知る所なるが其中に御年神の詞一つ省かりるのみにてそべてハ同トキガ御年神の詞は省かりたるハ祈セセたまふが爲なるを此之唯大御世の事は御祈と主と爲させて主として祀らせ玉ふが故なり心をつくべしにかくても月次の御政畢る其夜より入て神今食の御祭ありて六月十二月共に行へる、事あるが世人これを別ある神事の如く思ふめれど然にあらむ諸社の新嘗の幣帛を行はれて其夜天皇の新嘗を供らせ給ふが如く神今食ハ月次祭の最重要きものあり公事根源抄は神今食の儀ハ年よ二度也伊勢天照大神を勧請申されて天子御自身神饌を供せさせ玉ふにやとあるは心引られて考ふるは伊勢大神宮の六月十二月月次祭も九月神嘗祭と此三をもて年中三節祭と云て無上甚トキ御祭なるが爲は勅使發遣の日を以て天

左く京畿諸國を併せて三千百三十二座の神たちへ云々と云れさるハ四時祭式の此祭の條に右所レ祭神並同ニ新年とあるをふと思ひ誤られたるあり同ニ新年とハ此祭に預りたまふ神さちも新年祭は幣を案上に奠三百四座の神と同ト神等也といふ事なり○講義云此祭の起タメを公事根源抄は弘仁年中は此事始るとあるは心得ぬ事なり云々續紀は大寶二年七月云々と見えさる文意をつらゝ味るよ郡火雷カミ神云々の文なり訓この頃めづらしからぬされば甚も久しき太古より有來つる事にて新年月次新嘗とも人世に出來し神事とハ思へれど然れば公事根源抄の説ハ弘仁頃の記文を見てふと其始よと宣へる誤あり云々この詞を見るに全く新年祭詞と同文なる事人

皇御自身神饌を供らせ玉ひて御神事を行へせ玉ふもの
あり然れば神今食へ斯る重き神事あがら猶月次祭ニ隸
るが故ニ四時祭式ニ月次祭云々祭畢即中臣官一人率宮
主及卜部向宮内省ト定供奉神今食之小齋人上云々とあり
て儀式等の事ニ於てハ別異あること云も更なれど其す
べてをいふ時ハ一にして二ならざるものあり云々

月次幣帛 講義云考ニ幣帛波とあるハ私ニ加られ左もの
あるベシ波よりハ乎かたまされば今此を探らむ倭國
縣山ノ口ノ神詞に宇豆ノ幣帛平明
妙照妙云々とあるによれり

明妙照妙云々 講義云この明妙云々のこと祈年祭詞には
見え此に申さしめたまふハ月次祭は月次の幣帛を進
らるゝが主ある故あり詞に月次幣帛と表したまへるを

思ふべし帛を進らるゝ付て祈申させ玉ふなり此レ祈年の
趣意とハ異ナ○今接ニ荒妙の下ニ講義ニハ本朝月令ニ
從ひて爾字を補へりこハ誠ニ然る事あり

○考云祈年にハ右の次ニ御年、皇神云々の文あれどそれ
ハ爰ニはなくて其次の座摩能御巫よりして御門生島伊
勢御縣山ノ水分辭分忌部云々捧持奉^レ登宣と云までの皆
祈年ニと全く同文也故ニヨ略けり○今接ニコハ第一卷
ニ注せるを見て知ベシ○又接ニ四時祭式ニ月次祭奠幣
案上神三百四座並大社一百九十八所云々右所祭之神並
同祈年其太神宮度會宮高御魂神大宮女神各加馬一疋云
々と見え年中行事歌合ニ宗時朝臣夏のくれ年の終りニ
月毎のかへりまをしの神のミテぐら」とあり諸神祇令義

解に庶人宅神祭とある宅神祭ハ中古までもありて記録
ふミノも見え歌にもよみてや。かつ神家の神をどもいへ
り貴嶺問答に宅神を即ちヤカツカミと訓えり宅ハ屯倉
あとのヤケに同ト奥儀抄モ保食神を宅神とし執中抄
ム明月記の家神祭とある次モ件、竈神云々とあるに依て
宅神ハ竈神也とせりされど竈のミからミ漢土ニイはゆ
る七祀の類にて門戸井竈室堂廁等をいふ由など類聚難
用まゝ歌ともをも引て御巫清直の委しく考へ記せるも
のあり此等の事ハ題の下よいふべきを漏しられバ爰
舉ぐ

○
大殿祭 考云宮内省式ム神今食新嘗二祭明日平旦大殿祭

此ニ祭の前後ム大殿祭あること貞觀儀式ム祭ノ前者不ニ奏
聞無レ賜祿と云にて知らる前ハ輕き故に是にも記さす祿
も賜はぬ省輔省内已上率諸忌部等至延政門令大舍人呼
門中重ノ東面にて南方より一の門なり是園司傳宣如常輔
入奏其詞曰宮内省申久大殿祭此云於保登供奉牟神祇官
姓名率忌部候登申○四時祭式に右神今食明日平日三代
よりして諸書神今食ハ月次祭と同しく六月十二月の平
旦也○此下今の儀式ハ字落な貞觀儀式の此祭ム云る神祇
官以管四合一合納玉一合納米一合納酒一合納切木綿居八足案二脚令神部
四人昇之中臣忌部官人宮主史生神部等着木綿左右相分
前行御巫列案後至延政門置案簾子上掃部寮大舍人呼門
如常園司奏云大殿保賀比能事申賜登宮内省官姓名呑門
故爾申勅曰令申園司傳宣云姓名乎令申宮内省進就版奏

曰大殿保賀比供奉牟
登神祇官姓名候止申敕曰喚モ之宮内省
稱レ唯退出喚神祇官ヲ神祇官稱レ唯中臣忌部官人着木綿縵一部
加ニ木綿縵立案前直進仁壽殿御巫等入自宜陽門中央の門候於
内裡隨案共入至殿東簾子敷上御巫等執管中臣忌部御巫
等以次入仁壽殿御巫一人進紫宸殿散米忌部執玉懸殿四角
次御巫等散米酒切木綿於殿內四角退出中臣候仁壽殿南
忌部向巽微聲讀祝詞訖至浴殿懸玉四角次懸廁殿四角次
懸御厨子所四角御巫等散米酒如初自陰明門退出次宮主
引神部爲忌部至御炊殿懸木綿散米酒如初内藏寮賜祿有
差御巫料送内侍司令右の有差の次に還至本司引使部以
十字延喜式○古語拾遺神武天富命率諸齋部捧持天璽
鏡劍奉正殿並懸瓊玉陳幣物殿祭祝詞其祝詞在別卷次祭宮門其

詞亦在と云り忌部の大殿祭預ることハ神武天皇の御
別卷時も神代のまゝ傳へて然あるべき事也云々○講義云
此祭の起源はしも拾遺天石に窟條令天手力雄神引啓其扉遷
坐新殿云々令豐磐間戸神櫛磐間戸神守衛殿門是並太玉
とある此時より始まれる事同書殿祭門祭者元太玉命供
奉之儀とあるをもて徵と爲へしそハ同書神武天よ天富
命云々祭宮内今云此文前に引同しけれハ略すると見えたるよ合せて天
太玉命の供奉給ひしと云ことの諾るゝなり云々太玉命
の天宮にて供奉給ひし大殿祭もしも天照大御神の新宮
よ壽詞を申し給へるよて顯宗天皇紀ある室壽の類よて
ぞ有つらむかくて拾遺よ天富命云々捧持天璽鏡劍云々
殿祭云々とあるもて今云これ亦上に譲りて略す見れば天富命の物爲

られしが始と成る如くなれども情此詞を熟讀味るに天
降まし初國知看し高千穂の大朝廷を始め給へる時より太
玉命の事定供奉れりしを天富命へしも其祖業を傳へて
行へれしものありけり○祭儀ハ玉を以て神璽と爲且幣
物の首とせる事詞に詳かり○今按に祝詞式の首より凡祭
祀祝詞者御殿御門等祭齋部氏祝詞とあり

神魯企神魯美 史徵云此ある神魯企神魯美ハ天照大御神
と高皇產靈神とを申せり然して天津靈乃鏡劔乎捧持云
々ハ天照大御神へ係れり○講義云こハ大較に天照大御
神高皇產靈神神皇產靈神三柱よりたる方かへりて宣し
く侍るにや云々常陸風土記より諸祖天神俗云賀味留と記
せり高皇產靈神神皇產靈神ハ天地にも萬物にも大元の

神よませば然稱奉ること本よりの事なるが其餘の皇祖
天神をも大較よ該羅トリスベて然稱奉る俗ありける故より諸祖天
神との書るものあり

皇御孫之命 考云天孫彦火ナホビノミタマ通々伎命を申せり○今按より此
御稱の解ハ祈年祭詞より出せり

天津高御座 講義云こハ天照大御神の天津朝廷の大御座
所を申せり葦原中國を統御す爲よ天降奉り給ふが故より
其御座上より坐奉らせ給ひて天皇の御位よりけ奉り給へ
るなり云々直靈ナホビノミタマよ高御座と申すハ唯よ高き由のみよりあ
らば日神の御座あるが故也日より高照とも高日とも日
高とも古語のあるを思へ扱日神の御座を次々より受傳へ
まして其御座より大座坐を天皇よりませば日神より均しくま

を事決し云々

坐氏 講義云麻世氏と訓べし令坐豆の義なり神魯岐神魯美命の皇孫命を天津高御座より令坐奉り給ふ事なるが故あり下かるハ天津高御座を皇孫命の葦原中國に持降り御坐て云々の事を物し給へと仰給へるなれば皇孫命の御自らの其高御座より即坐をいふあり故麻志豆と訓分べし云々

天津聖乃鏡劍 講義云諸本に劍鏡とあるハ上下に誤れるものあり考よ鏡劍とあるハ然る善本の有けるあるべし拾遺よ天璽鏡劍神代紀よ八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劍三種寶物古事記よ其遠岐斯八尺勾瓈鏡及草薙劍とあり云々○今按よ此詞に鏡劍のミを擧て玉の事あきにつきて

世よ種々の説あり講義よも論ありて大凡然ること、聞えされど思ふ旨有て今ハ省けり此事の予が考へ別よありて既く神教叢語よ其大略を錄出せり猶委しき事ハ暇ある日を待つにあむ

言壽 講義云紀に天照大神手持寶鏡授天忍穗耳尊祝曰吾兒視此寶鏡當猶レ視レ吾云々とある此を云あり云々本註よ如今壽觴之詞とあるは酒宴の壽するが如しと云ありそハ神功皇后紀十三年云々皇太后宴太子於大殿皇太后舉觴以壽于太子因以歌曰云々とあるを記よもありて其歌の終に此者酒樂之歌也と見えざるが其歌乃中に神保岐ほぎ狂ほし豐保岐ほぎ廻ほしとあるをもて久代の壽觴よハ善言美詞を盡し極めて云ことなれば天神の此壽言

ハ今世にさる事のある如くありと注せるなりされば大殿祭ハ壽觴と同トくして言壽をる狀の似たるのみあらむ一事ありしなり

宣志久 講義云孝德天皇紀ヨ誨をノタマシクと訓るを以て能理多麻波志久と訓むべし續紀十七ヨ詔之久三十に勅之久とあり

皇我宇豆御子 考云皇我ハ皇祖神の御自ら詔たまふ也後の宣命万葉にも天皇の御自如此詔ひしことあり○講義云字都御子ハ紀記共ヨ伊邪那岐命の大御神須佐之男命を指て然宣へるに貴子珍子の字を書れたるも此と同ト心はへの稱ダベコトなり記傳ヨ右の神代紀の訓注に珍此云于圖と見え神武天皇紀ヨ珍彦此云于磐毘古アシハシコトとある宇豆ハ師

説よ高く嚴きこと也とあり豆高きと云も能叶へりなほ例ハ万葉に天皇朕宇頭乃御手以まさ諸祝詞ヨ宇豆の幣帛などもありと見えたり

皇御孫之命 考云神代紀一書に敕皇孫曰葦原千五百秋之瑞穗國是吾子孫可レ王之地也宜爾皇孫就而治焉行矣寶祚之隆當アシハシ與天壤無窮者矣この文をべて右と同ト宇都より命まで引續けて心得べし

此乃天津高御座爾坐豆 後釋云此祭ハ大殿の祭なる故ヨ殊よかく高御座の事の詔命あるハ宜かる事也かくて此乃どハ即ち上に高御座爾坐豆とある御座を指て詔ふ也そハ上文を味ふヨ其高御座を高天原より降して此御國にても即その天より持降れる高御座を用ひ給ふ由なり

かの天之石位離とあるとは事の趣異よして是へ持て降り給ふべき御料は設られたる御座と聞えたり故此の高

御座爾坐豆とは詔へるなり

天津日嗣 考云日嗣ハ日神の御末を嗣給ふを云りこゝより後をもて此ことを用ゐしものあり○直日靈云天皇の御統を日嗣と申すハ日神の御心を御心として其御業を繼ぎ坐すが故也○記傳云こゝ天照大御神の大御任を受傳へ坐て其大御業を嗣々よ知食す由の御稱もあり天武天皇紀に皇祖等之騰極とある處古云日嗣也と註せられたり

万千秋乃長秋爾 考云安國と云々へ續く文あり○講義云瑞穗よ係けて宣せたる壽詞なり中臣壽詞よ天都御膳

を長御膳乃遠御膳止千秋乃五百秋爾瑞穗乎平久安久云々皇神等母千秋五百秋乃相嘗爾相宇豆乃比奉利云々とあるを合せて知るべしされば古事記に豐葦原之千秋長五百秋之水穗國神代紀よ葦原千五百秋之瑞穗國などある國名ハ此御言壽よ依て天神の号させ給ふ所あるものなり記傳十三に云れたる如く神代の年數に抗てハ万千秋あとハ何程の事にも非るを壽詞と爲給へる意ハ然にあらき万千秋の長秋よ回々重ね行く事よ宜るにて意ハ天地と共に窮り無きをいふあり

大八洲 國号考云大八洲ハ外國よ對をぞ獨立て天下を總云ふ名あり八千矛神の御歌に八島國妻まぎかねて云々とよミ給ひ倭建命の御言に吾者坐纏向之日代宮所レ知ニ大

八島大帶日子渢斯呂和氣天皇之御子と詔ひ孝德天皇の詔も現爲明神御大八島天皇と宣へり公式令の詔書式にも朝廷の大事も用らるゝ詔にも明神御宇大八洲天皇詔旨とあり○今按古事記は伊邪那岐伊邪那美二杜神の淡道島伊豫二名島筑紫島壹岐島津島隱岐島佐度島大倭豐秋津島を生みたまへる所故因此八島先所生謂大八島國とあり

豐葦原　國号考云豐ハ美稱にて葦原といとく上代より四方の海べさへ悉く葦原にて其中に國處ハ在て上方より見下せば葦原の廻れる中に見えける故に高天原よりかくハ名づけたる也

瑞穗國　考云ミヅボハミヅクシキ穂をいふ○記傳云美

豆ハ物の美シキをほむる言にて是ハ穂をほめざるなり穂ハ稻穂を云り葦のよハあらむ○今按此ハ彼千秋五百秋聞食を齋庭の穂付て稱へたる号あり

所知食　考云訓注ハ本言をするあと古書皆同ト然れば注ヨハ女須とあれど文をばめせとよむべき理あり云々女の字を用ひしからハ今京の人の註なり云々○今按此文の原ハ神代より起りていと古く書傳へけむとハおほゆれど此女字を書るハいかにと云ふよ後世人のふと書き誤りしよぞあらむ此字一つをもて古人の筆あらむと疑ハむハ能くも考へざるものあり

以天津御量氏　講義云大祓詞ヨ八百万神等手神集々給比神議々給氏とある此を謂ふあり天津御量とハ天神の御

議にて其議ハ古語拾遺に令手置帆負命彦狹知命作天御量とある天御量の本注より大小斤雜器之名也とある如く度量を計る器を波加里といふ其と同音にて議とハ相共よ其是^{ヨキ}をいひ聚めて此を其物と其事と計り合せ其理の長たる方に因准ふの言也万葉二より神分々と記るハ其義を思ひての所爲あり

事問之 考云物いふことを古ハことふと云り万葉の歌に多くある言なり

磐根木根乃立 考云新撰字鏡より杠を支利久比と訓○木の杠の事なり木立とハ全木ハもとよりにて杙桿のミ立てあるそら物言ふと云なり艸乃片葉に向へしよても知るへし○後釋云岩根ハたゞ岩よりて根ハ添て云ふ言也屋を

やね羽をはね杵を杵根矛を矛根島を島根といふ類也木根乃立とある乃字ハ決めて衍あるべし乃といふ詞ありてハ調もいとあしきが上よりと云べき詞にあらず木根たち也拟他の祝詞よこ皆木立とあれどもこたちと訓てハ叶へ是ハ常いふ木立のこと乃非考の説の如く杠されば根字あるよりて訓むべきあり
草乃垣葉毛言止互 後釋云凡て草ハ大かた三葉五葉づゝあと並びて生る物なるよそれを闊取てたゞ一葉あと残りけあるさまを以いふ詞よて意ハ唯一さゝかの草の一葉までといふなるべし云々止互といへるハ云々令^セ止の約りたるなれば他をして止しむる意あり云々
天降利腸 比志云々 講義云かの邇々藝命の高千穂宮の御

事より始めて歴世の天皇等の御事は申せるが直はそれより奥山乃云々といふは續る時へ當代の天皇の御上とハ成ざるを中間は今字を差挟みて當今の御事となる文法實は奇しとも妙なりとも決めて神からぬ人の企及すべき處にあらず云々此の皇御孫命の御自ら食國天下を所知を爲に天降賜ふ由は云て其言を下へ連る故に天降利とハ云りかくて次なる詞を反復して食國天下乃天津日嗣所知食云々止天降利賜比志と錯綜オキカヘて見れば事義明あるものぞ

食國天下 考云古事記に食國訓ヲ食云袁須トといひて總て身よしたがへめす事を袁須と云り○記傳云食國とハ皇御孫命の知し食を此天下を總言ふ稱よして食ヲもと物を

食ふこと也扱物を見るも聞くも知るも食ふも皆他物を身よ受入るゝ意同ドき故よ見ミスとも聞キニスとも知シラスとも食ヲとも相通シテ云こと多くして君の御國を治スル有ち坐スルを知とも食ヲも聞看とも申スルもあり云々○講義云食國天下とハ天降來坐て初國食看スルし御事を云あり然れば今代の天皇からぞ通々藝命アヒメイニ係れりさて此食國即テ天下天下即テ食國かれハ重復カナレるが如くなれども然らず天下ハ其体を云ひ食國ハ其用にて上かる大八島豐葦原水穂國云々より受たる也シテ續紀宣命にも食國天因に云食國天下登の登の辭ハ食國天下と與の意の登かる事いふも更なるが尚此上に兼含する意ありそハ天降給スルより受る時ハ通々藝命の御事の終と成り天津日嗣云々よ續く時ハ今の

天皇の御事の始と成りて二より亘る義あり能味ふべし。○今按に此の登といふ辭は常より登志豆の意より用ると同トかるべくおほゆれど與字の意といふもめづらしければ
舉げつ

天津日嗣所知食須 講義云今上の御事を指奉るあり次なる今字を此頭に回らして心得べし。○食國天下とへ悉く天下の公民を統べ親しみ給ひて治め有たせ給ふ由にて事へ御政に係り天津日嗣所知食とへ天下乃貢調を聞食して百姓の仕奉る道を治め給ふ由よて事へ寶祚に係るを共よ天皇の天下を有たせたまふ御事より申すよ於てハ同ドきあがら其條理をいふ時へかく殊異なる所あるが故よ此二をば並べ云る也云々。○今按より此亦いと穿鑿ツガチた

る説なれど参考の爲に記せり

今 講義云今へ毎年より大殿祭供奉の時の今より其御代を指ていふ此言をもて天孫降臨の古を別てるなり

奥山乃大峠云々 考云峠の山と山の間あり云々良材の嶺などにハあらで山のたぐみよ多き物あれば然いふなり○講義云木を探る深山を云なり祈年山口祭詞より遠山近山爾生立とありそハ山を司り坐す神より申す詞あるが故よ汎く然云るが此へ唯に宮材の用に付ていふ故よ奥山とハ云るなりそハ今いふ迄も無く良材の山峠の木の生立よろしく又扶流する所なるをもて也

立留木乎 講義云山口神祭詞にハ生立留大木小木とありそハ山口神にハすべての木の事を申すが故に然汎く生

立と云ふをこゝより用ある宮材のことを殊更に取出
ていふ所あるを以てたゞよ立留木と云り

齋斧

講義云齋ハ齋慎て淨からぬことを避るあり古書中

に齋場齋館齋藏齋殿などいふより始めて雜具よ至る迄

も齋斧齋鉗齋鎌など其具の上に冠いふ事常也云々和名

抄工匠具部よ斧和名乎能一云興伎

伐採豆

考云貞觀儀式の大嘗宮條に稻實ト部率造酒童女

同郡司各一人物部男六人子等五人工十人夫等爲探内院

料材向ト食山即祭山神其料云々祭畢造酒童女先執齋斧

伐樹工匠次之役夫次之訖歸來との類にて常の宮造の材

をば忌部その山よ向ひて祭して伐始むること此文よて

知べし紀よも後の物よも宮材を探よ山神木靈を祭るこ

と見えたり

本末

乎波

云々考云万葉よ手むけよ祭字を用う

中間平持出來底

考云この中間を用るはもとよりの事あ

り本末を神に祭るハ今も遠江國人大木を伐てハ其梢を

折て切たる本株の中らにさし立侍りぬ古へも然するを

本末を山神よ奉ると云ならむ他國よても然するか問

べし○講義云遠江よ限らず諸國にてもする事なり

齋鉗乎以考云貞觀儀式大嘗宮の柱立る前よ大祓有て始

作内院雜殿造酒童女執齋鉗堀稻實殿四角柱穴物部次之

役夫次之と見ゆ云々

齋柱講義云倭姬命世記よ齋鉗乎以天齋柱立一名天御柱

号稱忌柱と見え云々齋柱と云へ齋斧齋鉗などの如く齋
清まへり仕奉るをもていひ天御柱とい伊弉諾伊弉冉二
神の化豎たまひし天之御柱よて記傳よ説れたる如く身
屋の中央の柱にて所謂心御柱也云々

天之御翳日之御翳講 義云これ迄に舍を建るおとをいひ
此には草もて屋を覆ふ事を云なり

瑞之御殿 考云あらかへ在所あり所をかとも云り○講義
云古語拾遺石窟は手置帆負命彦狹知命以天御量伐大峽
小峠之材而造瑞殿能美豆云々又神武天建都樞原經
營帝宅太玉仍令天富命阿良可云々又神武天建都樞原經
斧齋鉗始伐採山材中立正殿上云々故其裔在紀伊國名草郡
御木齋香二鄉古語正殿採木齋部所居謂之御木造殿下齋部

所居謂之齋香と見えたる是也云々古を瑞之御殿汝と引
續けたる意よ訓べし考に平字を加へトれ
汝屋船命 考云汝ハ常ハいましと云ひ崇みてハミマシと
云ふ事續日本紀の宣命よて知らる○講義云汝ハ御殿を
屋船命と崇めてそを汝と指せる也汝を續紀宣命よ美麻
斯と有に依ベシ御座の義なり又こを伊麻斯と云ハ所在
よて共に汝字に當べき言あがら美麻斯ハ上様ある方よ
申し伊麻斯ハ其所よ在るを指云て崇詞よ非れバ同等よ
り以下へ係ていふ語と聞えたり云々屋船命ハ下ヨ屋船
久々能遲命屋船豐宇氣毗賣命と稱へ別たれど本一神な
りそハ屋船命と申モ時ハ木を山ヨ伐リ草を野ヨ刈て造
成したる全體の御殿の御靈と坐ヒ神の謂なるがそを辭

分ていふ時ハ木神草神ニ坐り是故に久々能遲命豐宇氣
毗賣命ト申せるを屋船と上ニ冠テ申すハ其木草をもて
作れる御殿にて稱申すが故にて受張たる御名ニ非キ屋
ハ舍宅ナリ宮トイフも御屋あり神祇令義解マタ靈異記
等ヨ宅神ヤカツと見え野府記ヨも長元三年十一月廿五日乙卯
宅神祭トあり昔ヘ人臣の家ニても殿祭ニ擬ヘて行ヘる
よあそ奥儀抄ニ保食神者宅神也トあるモ思ふべきも
のあり船ニ舍宅ニ拘ラミ神号ヨて布禰ハ大根ト申す稱
名ニて云々布ト保ト通フ例ハ天穗日命ト出雲風土記ヨ
天乃夫比命ト書シ古語拾遺ヨ御祈玉古語美保伎玉トあ
るモ此詞ヨは御吹支乃五百箇御統の玉トあるなどいと
多かり保の大ニある由ハ記傳ニ御大之御前の例ト引テ記

よ穴大部天武天皇紀よ迹大川万葉十三よ爾太遙十九よ
爾太要などありと云れたるが如し根ハ主トイフ言也云
々

天津奇護言講義云コレ下ニ此乃敷坐云々とあるモ指テ
云アリ上ヨ天神の言壽宣志とあるハ天上ニての護言ナ
ものする事アリが故ニ天津奇護言ト云ナリ護言ハ言壽
也然れども言壽ハ其對ム所の神ニ在レ人ニ在レ其德ト
なすべき所の美ヲ列ネ善ヲ舉テ稱ヘいふ事アリが伊波
比許登ハ其幣物ヲ奠リて齋キ崇ツクを本トして即シその
事ニ上ニ於テ如シこそ有マホしけれ然ニ願ハシケレれ
と希求ル條理ヲ告ル由也然レバ神ヲ社ニ祠クを伊波布

と云も此由あるが其をば保具といふさるをもて此差別
を定むべししかれば奇護言とい天津宮にて事初め給へ
る奇異なる護言といふ義より幣物の御祈玉及び明和幣
曜和幣を獻て屋船命を鎮奉り給ふを云が久須志と冠ら
せざるを以この祭の世より妙なる功驗あることを聞くべきものなり

言壽鎮白久 考云即ち其奇護言を種々と云ひ榮ヨシを云ふ
次々にある事皆是あり○講義云下に柱桁梁戸牖の錯動
鳴事無久とあるに照應ヒツヨウていひ且ハ顯宗天皇紀室壽ムロホギの御
詞より築立稚室葛根築立柱者此家長之御心之鎮也と見え
万葉集歌より真木柱太心者有之香杆此吾心鎮目金津毛と
ある如く家より先柱をいひ柱より鎮る由をいふ常例と

聞えたればなるが此詞なるも其如くなる上より凡ての御
殿の全休を以て屋船命の神体とあし其御靈を天津奇護
言以て齋ひ鎮め奉りその屋船命の平けく安けく鎮坐む
事を言壽白を由より其裡より其御殿の内に坐て天下所
知食む皇御孫命を動かく鎮りまさしめ給へと乞祈む由
なるが故より次より此敷坐大宮地云々の事を言竟して其終
より平久安久奉護留神御名乎申久屋船久々遲命屋船豐宇
氣姬命止御名波利ハリと申す一神の功用の本と草とを
集て大成ることを委曲に徵したる文あるものあり
此乃敷坐大宮地 講義云當今の大宮地を云り譬へば通々
藝命ハ高千穗。神倭天皇ハ樞原などの類なるをいふ也敷
坐の事より已より注せり

底津磐根乃極美

考云地の底の極りまでと云あり○講義

云下に堀堅たるよ照^{カク}應詞也おハ大地の根底までも大宮柱太しく立る際限を云なり高天原よ對さるをもて知るべし此を以て見る時、屋船神ハ御殿のみの神にハ坐させ其敷ます大宮地の守護を兼て鎮り坐す事決し云々されども此神を總ての大宮地の神とハ申すべからず其舍屋の立る所に就て守護り在る御事也大宮地の神ハ古語拾遺に坐摩是大宮地之靈と見えより思ひ混ふ可らず下津綱根考云下津とハ唯殿の下の地よて上の底よは異なり綱根ハ顯宗天皇紀室賀の御詞神代紀の大名貴命の宮の事出雲風土記の楯縫郡の詞を合せ見るよ上ツ代の殿造りハ上下縱横よ千尋の綱もて結固めし也こゝよハ

其柱根を結し綱よりて下つ綱根といふのこそ乃綱も後世の如くハあらぞ葛もてせし故ニ顯宗紀に葛根と書たり其外繩根など書シハ古に叶ハキ○神代紀一書云汝應レ住日隅宮者今當供レ造即以千尋榜繩百八十紐顯宗紀室壽ニ築立稚室葛根築立柱云々風土記に五十足天日栖宮之縱横御量千尋榜繩持而百八十結々下而此天御量持而所造天下大神之宮造奉請而云々

古語云番繩之類云々講義云荷田在満曰番繩ハ昔ハ宮室を作るよ材と材とを繩よて紹^{ヲカ}ひ着て作れるなるべしその繩の床下よあれハ下津綱根といふか即ち下に葛目の緩比とあり然れば此處ハ葛を以て諸の柱を互に繋ぎ合すと見えり

波府蟲 考云波府蟲ハ地ヨハふ蛇虹の類あり上代ニ國荒

く家の構疎ニ人も平土^{ヒタチ}ニ臥シ時ニこの昆蟲^{ハフムシ}の害ありけ
む云々○後釋云蟲ハ地ニ這ふ物なる故ニ都テ蟲を然云
あり鳥を飛ぶ鳥と云ニ同ト猶又花をさく花雨をふる雨
と云も同ト事なり

高天原

講義

云地外を圍繞れる氣中^{オホソラ}を稱ふ号^{スミ}ヨテ高天原

爾神留座^{スミ}まゝ高天原爾事始天などいふ例とハ異なりそ
ハ青雲の靄極と續けるを以知るべきものあり○今接^{スル}
天また高天原の事ハ古人も說あり予も少^シか說あれど別
ニ云べし青雲云々ハ祈年祭に出たり

天乃血垂

後釋云應神天皇の御歌ニ毛々知陀流家庭母見

由

由^シとよませ給へる知陀流と一にて古事記上卷ニハ登陀

流とありそハ上代人家の屋根の竈處の上の煙を出す所
の名ありされバ其上を飛渡る諸鳥の毒などある糞まゝ
さらでも毒物など昨來て竈の上へ落す事などのありて
其毒にあたる類これ高津鳥の災あり云々○今接^{スル}血垂
を考^{スル}文字の如く解かれ平田翁も是に從^{スル}れられたれど
此の文上と下とを對へ云る^{シテ}必ず後釋の說の如くあ
らでハ叶ひ難し又講義ニ血ハ道の義垂ハ所謂天之八衢
とも云^スとく幾條も多き氣脈を云るが神ハ更ニモ云ハ
キ大虛を往來ふ鳥も各其道路有て通ふ事と見えりと
て上件の說^スは從^{スル}されど予は猶さもおほえねば取ら
せ

堀堅多留柱

考云柱根に石を居るは後なり大嘗宮は後世

も堀て柱を立今田舎の賤しき廬は皆然り○講義云柱は和名抄より居宅柱波之良とあり間ハシラ在也○今接より名義はいかゞあらむ信ひ難し桁梁なども皆之に准ふべし

桁梁講義云和名抄より桁屋桁也計太掛板と云なるべし梁棟梁也宇都波利全張な

戸牖講義云和名抄に戸野王案在城廓曰門在屋室曰戸に外處を以ていへり牖說文云在屋曰窓在牆曰牖和名末止と

あれど屋あるをも牆なるをも末止と云あり

錯考云行合を省き通せして云のみ○講義云木交よて柱桁梁戸牖の行合ふ所を云なり○今按に加比は合アヒと同ド神遺方よ水と火氣を加波世とあるあども合せの義あり

葛目乃緩比考云上に云る綱根も同ドくて爰は小物の固

のみ古は葛綱を通はして云ひつ○講義云句を隔て下よ無久とあり其心也云々上よ下津綱根とある下よ注る如く上代の家造は何所も何所も繩葛を以て結固えし物あるが故に其結目の緩ぶあと無くとは云なり室壽詞に稚室葛根云々を此よ對へて思ふべきものあり

取菖計魯草記傳云加夜は記よ以鶴羽爲菖草とありて訓菖草云加夜と注せるが本義にて何よまれ屋菖む料の草を云あり云々茅と云ふ一種あるも屋菖くに主と用る故の名あり

噪岐考云今も亂れそゝげと云り○講義云源氏野分よ曾々計かる菜あとあり此は鳥などの啄み散すを云あるべし凡ては屋上に取菖く所の草の亂無くとの義あること

云も更あり

御床都比 講義云此對に夜女能云々とあるは夜御殿の事を云こと著ければ此御床は諦しく畫御座を云あり都は例の之に通ふ都比は邊より御床之邊といふ義也

多くある

語なり

邊海邊など

佐夜岐

考云この所事無と云べきを下よいふ故に略けり云々神武紀に聞喧擾之響此云ニ左鷹利奈離ト云いふが如くさやめき鳴を何物よも云へり○今按に記傳の物の音の喧しく騒がしき事也とて委しき説あれど長ければ引出走夜女 後釋云夜女は夜目にて夜眠れるほどをいふ朝に目の覺たるを朝目と云に對へたる言あり

伊須々岐

考云伊は發語のミ古事記に神武天皇の後の御

毋陰を神の矢より突れて立走伊須々伎々といひ又火遠理命へかの鉤を咀て返し給に須々鉤とのたまふことを紀に踉蹠鉤と書たるをもむかへ万葉に二人の男の一人の女を争ふを須々志競と云るも皆後世すゞろと云ふ同トくて心も心からずそゞろぐ事あり○後釋云こゝ夜ねふれる程ものよおそれあどして驚く類をいふあり伊豆都志伎 考云万葉より旅路をとよ都々美なく在と云へあやまち滞つかれといふ意されば右の伊須々支より續け云ふべき言也○後釋云こゝへ上の御床つひのさやぎといふあり

奉護 講義云護の神の護り給ふ事より奉ハ神より天皇より

奉るなり

屋船久々能運命 記傳云久々ハ莖なり和名抄ニ莖和名久
木とありそを久々と云るハ万葉十四ノ久君美良莖垂ま
さ九久多知和名抄に莖久々あと云り智ハ男を尊む稱也
○史徵云古事記ニ伊邪那岐命伊邪那美命云々次生木神
名久々能智神次生山神名大山津見神次生野神鹿屋野比
賣神亦名野椎一書ニ生木祖句々廻馳かど見えたれど
姫亦名野槌一書ニ生木神等号句々廻馳かど見えたれど
も悉く誤れる傳にて實ハ木神草神ともに豐受姫命の幸
御魂ニ坐すなり

屋船豐宇氣姫命 史徵云引結幣魯葛目乃緩比取曹計留草乃噪
無久と云るハ野神草野姫神の幸ひたまふ功德ニ係れり

然るを草野姫といはぞて豐宇氣姫命と云るは如何と云
に此神實も稻穀を生給へる神に坐しを餘草をも生ト給
へるは其幸御魂の御業なる故ニ此ハ本御靈の名もて云
るなり又稻も葦も共ふ草なれ殿造には草は木ニ次てや
むことなき物ゆゑに如此委曲ニ言壽奉ることなるニ草
野姫神を舉アラセまぞぬ事のあらめや云々○講義云屋根に
舊く所の草の神也然らば草野姫とか野槌とか申すべき
を如此なるハ辟木束稻の事をも兼たるが爲ニ其本ツ御
靈の名を表章アラせるなり云々且は上ニ天津日嗣所知食云
々とありて下ニその結びありて皇御孫命朝乃御膳夕乃
御膳供奉と見えたる其事を兼たれバ屋舟草野姫とは云
ふまドくその本モテ屋舟豐宇氣姫命と申すべきこと

あり

是稻靈也俗謂宇賀能美多麻。講義云是稻靈也はその豐宇氣姬命の本分の御徳を注せる也俗謂云々そ甚ドキ誤あり云々○今按ニ講義ニ豊宇氣姫神を宇賀能御魂と申すを誤ありと云れど紀ニ伊弉諾尊の飢時生神曰倉稻魂命とあるは正しく記ニ生大宜都比賣神とあるにあざり此大宜都比賣神やがて保食神にて豊宇氣神も同神にますこと古史徵の説動くまづくおほめれば本注誤ニ非キ又宇氣は食の義にてその字を省きて氣といひ又字加とも活用す由あどは記傳に説かれたるを見るべし

辟木

東稻置於戸邊

講義云其状いかに有けむ今知るべからざれども辟木は立て置き東稻モ穗を下へ向て垂る

あるべし今國々ニテする所の正月の節に物する門松注連繩もど吾淡路の齋木にて此ニモ似ることあり以レ米散屋中一講義云神事に物する散米にて此は殊ニ妖氣を拂ひ不淨を清々しくする事ある故に諸神事ニ遺り傳はれるものとおはえさり云々今も淡路國あどにてそ打蒔とて産屋ニ搗精けたる米を置くも古の遺れるなり○今接ニ平田翁の玉襪ニ今昔物語の児の枕元ニ在リシ米を投て妖怪を逐ひし事又物語書あどニ打まきの事を云るなどを引き山人ニ伴れたる寅吉が話をも擧げて妖怪の精米を畏るゝ由を云はれたり其事いと長ければ引出せ彼書を披見るべし

齋玉作等我

後釋云齋て玉を作る人なり齋は作る人に係

れる稱也。○講義云、姓氏錄に齋玉作、高御魂命孫天明玉命之後也。云々とある是あり。古語拾遺より太玉命所率神云々櫛明玉命出雲國玉作祖也。また櫛明玉命作八坂瓊五百箇御統玉と見えまゝ神武天皇段より櫛明玉命之孫造御祈玉古語美保伎。其裔在出雲國毎年與調物貢進其玉と見え臨時祭式にも凡出雲國所レ進御富岐玉六十連三時大殿祭ノ料二十四連毎年十月以前令ニ意字とある是よて云々齋を加郡神戸玉作氏造備差レ使進上三十六連臨時

瑞八尺瓊云々考云八尺瓊は長き緒ヨ五百と多くの玉を貫スルたるをほめいふ也。その八は彌ヤハよて云々尺は漢字を借しのミ云々八尺を八坂ヤハとも書しに依て玉の御統は御は眞にて美ホムる言すまるは數の玉を緒ヨ貫てわがねくより

よせたるを云ふ云々御吹ハ右に富岐と書して今云この祭式に御富岐玉と吹ハ借字なるを知べし此祭を大殿はあるを云れしなり吹ハ借字なるを知べし此祭を大殿はがひと云てほがひハほぎを延する言又上ヨ言壽鎮トモといひ下ノの神賀にも玉もて壽申せり然ればかゝる祭トモ奉る故ノ御壽の玉と云なり云々○講義云御富伎ハサキは御祈也古語拾遺より御祈玉古語美保伎玉言ハサキ祈禱也云々○記傳云美須麻流ハ神代紀に御統此云ニ美須麻屢トモとあり纂疏ヨ以レ絲貫穿總括之也とある意にて須夫流と語通へり流忘志婆ホモ麻流なども本同言の轉れるなるべし云々明曜ハ其色をいふ事上ヨ出爾伎ハよく調ひあへる事を萬の物ヨ云りこゝハ布のよきを云○記傳云幣

字を書くも神に奉る方より付ての事にて此物の本義モト

あらむ

齋部宿禰カミハヤシヌシ 考云宿禰と書も借字より少兄スガナエと云言モノ也こそ本
皇子カミコを大兄オホエと申し臣チを少兄シオエと云るもて臣チの一イチのかばね
と成たりその奈延ナヘンの約クルマツ禰ヌシあれば須久禰スグヌシといふ且兄アキラはえ
ともせとも云て人ヒトを崇スルむる言モノ也さてかばねカバネはあがまへ
名ちふ事より總べてのかばね皆其氏カミノにつけて崇め給ひ
て上より賜タマツせり此事後人多くは惑ハラハラへり○今按カバタフに氏姓カバシメ
の事記傳允恭天皇段タケニタケルノミコトに詳アガマツあり事長カミロければ引ハサウ又考カタマリ
此を崇アガマツへ名の義ミコトとせられされと信ヒひ難ハラハラしまシマ齋部氏カミハヤシノ
事は祈年祭詞カミイニツの末タテに見えたり

言壽鎮奉事能カミヒヅケイシヨウジノ 云々 講義カミヒヅケイ云上カミヒヅケイ 天津奇護言カミヒヅケイ 平以言壽鎮白

久とある結ヒビなり云々あらゆる居宅具カミヒヅケイを並べ舉てそれより
の言壽カミヒヅケイをなして屋舟カミヒヅケイ命の御靈カミヒヅケイを齋ひ鎮カミヒヅケイむるが尙遺カミヒヅケイる所
あらむかと其心づかひして漏落カミヒヅケイむ事とは云ハラハラあり云々
さて此文のかく盡カミヒヅケイしたる上カミヒヅケイも猶漏落カミヒヅケイむ事をば云々と
あるすべての事の趣カミヒヅケイを考カミヒヅケイへ見よ屋舟カミヒヅケイ命は端カミヒヅケイ之御殿カミヒヅケイの神
靈カミヒヅケイなるが居宅カミヒヅケイの具カミヒヅケイと成れる物悉く木なるは久々能遲命カミヒヅケイ
草カミヒヅケイなるは豐宇氣姫命カミヒヅケイと二柱カミヒヅケイ神の主領カミヒヅケイき在カミヒヅケイにことあるが
故カミヒヅケイよ平カミヒヅケイけく安カミヒヅケイけく住居カミヒヅケイする事カミヒヅケイ也然れば少しき葛目カミヒヅケイの緩
び少ある草カミヒヅケイの噪カミヒヅケイといへども此神等カミヒヅケイの能く守り給カミヒヅケイふと守
りたまはざるとの間カミヒヅケイよ在カミヒヅケイる事あれば殊カミヒヅケイに此大殿カミヒヅケイ祭カミヒヅケイまた
は庶人カミヒヅケイの宅神カミヒヅケイ祭カミヒヅケイはよくせまほしき業カミヒヅケイあり
神直日命カミヒヅケイ大直日命カミヒヅケイ考云伊邪那岐命カミヒヅケイ身滌カミヒヅケイし給カミヒヅケイひて先カミヒヅケイ八十

禍津日神を生給ふをそれ直し給ふとて次よ神直日大直
日二神を生ましきその二神萬のひが事をも宣しく直し
たまふ故よかくも云り○記傳云直日とは禍を直し給ふ
御靈の謂也○講義云屋舟神等の御靈を言壽ぎ齋ひ鎮め
奉れるが豈諸種の物ともを悉く舉ることを得むや漏れ
し落もしたらむを神直日命大直日命そを知食して諸の
禍災事勿らしめ給へとあり

聞直見直 講義云聞直は祝詞に係り見直は幣物よ係れる
こと云も更なり

詞別白久 講義云瑞之御殿の總体を以屋船命と稱へ其採
用る所の草木よ就て久々能遲命豐宇氣姫命と御名を表
章し其事の整ひ備る上よ於て大宮貢命と稱申モ御事な

るがその當然をいふ時ハ引續きて上文よ附くべきをそ
れよモ物々よ依て各々別々よ言壽き齋ひ鎮るおとのあ
るが故よ所狭く云べき所なく且彼ハ御靈を齋鎮る事を
主とむし此ハ其神の守り給ふ所アリサマ詞を云列ね其御防護を
祈り奉るを主とせれば自然其事の別なるが如くなるに
付て一聯乃文にハあにまドきが故に殊更に申せるよハ
有けれ別神ありて申す由に非ざるが故よ唯よ詞別白久
といふありけり○上の祝詞ハ禍無く福有む事を壽ぎ稱
へて禍福ともに天然なるを云が此詞別ハ咎過あくして
安く全けからんことを祈申せるにて人爲の上にある事
をいふ此祭ホカヒと詞分とを混よ爲ざる所以あり云々○今按
に屋船神と大宮賣神と同神とするハ頗る附會に似たり

といへども姑く舉おきて後日の考み備ふ猶能考ふべき
あり

大宮賣命

古語拾遺云令_ミ大宮賣神侍_ニ於御前

是太玉命久志
備所レ生神如今

世ノ内侍善言美詞和君
臣間令宸襟悅懌也

○考云古語拾遺よ大宮賣神ハ天照

大御神の御前に侍給ふ神にて今の内侍の君臣の間を和
そるが如しと云るハこゝよ合へり○今按に此神の御事

古史傳及び玉禪等に委しく見えたり

同殿龍裡爾云々

講義云殿を意富登能と訓む證ハ拾遺に

大殿祭の大字を省きて殿祭と作き神代紀に同床共大殿と
あるを駿河風土記に引る香具山日記よハ同床共大殿と
あるを彼此合せて知るべきなり云々在所といふ時ハそ
べての御構内をいひ止乃ハ處主の意よて云々止乃とい

ふ時の天皇の身屋_ヨは局れる名ありけり

塞坐 講義云物に蓋をして刺塞きたる如く神の御殿内よ

充塞り在そをいふ

參入罷出入 記傳云參_ハ貴所へ向行をいひ罷_ハ貴所より

退去を云○講義云此ハ日々に王臣の朝參_{スル}事を云り
凡ての文意を思ふ_ヨ參入罷出人云々ハ下に親王諸王諸
臣云々にて此_ヨ神等の伊須呂許_ヒ阿禮比坐_ハその王臣
等_ヨ依託_テ顯_ヨ思_{アラ}ぬ事をなさしめ神の御守の隙を
伺寄_テ大殿裡_ヨて禍を幽_ヨあす神の所爲をも綜繕せる
文なり

選比所知志 講義云天皇の大御許_ヨ參入罷出る人の品を
鑒定たまひ然るまドき人の出入を止めさせ給へとなり

神等

能

伊須呂許比云々 考云伊須呂許比の伊ハ發語にて

須呂ハ須々呂の略。許比ハ伎の延言にて須々呂伎也。これ

右ノも云る如く心も心からざあるをすゝろぐと云に同

ドくてか一の八十禍津日神等のさまをいふ也。云々かく惡

しき方へひきゐる神を和して逐ヤラ給ふ女神の功をいふ

○講義云言直の言ハ事業にあらば言語を云なり。和ハ荒

るゝ者を和むると剛き者を解くとの二義を存せる言也

言直ハ言語を以其曲るを直を由するを和しハ御業を以

その荒びを鎮むる意あり。○こハ右に參入罷出人乃云々

とある對よて彼も此も同ト神の所置ながら彼ハ人の作

業よ發見せる所をもて語をあし此ハ本章よ舉る所の禍

の類よて自然の如く來る所あるが眞よハ自然にあらば

殃災福祥ともに神業あるを徵せる古語也。○世よハ道速
ふる惡神等もありて云々家に災禍し身よ害爲ること多
かり此を凡人の心をもて見る時ハ自然の如く偶然の如
く思ふ事也實よハ人眼の能及ぶ所よ非るが故よ自然の
の因縁も何も御自ら直よ見行し事を有がまよ言述ら
れたるなれば其心して伺ふべきものあり

比禮懸伴緒 考云領巾ハ女の懸る物あり古ハ總ての女の
懸しこと紀にも万葉よも見ゆれどこニハ禪かぐる男と
對へいへば大御食よ仕る采女を専ら指をなり。○記傳云
比禮といふ物ハ何にまれ打振る物をいふ然れば魚の鱈
も水中を行とて振る物。服の領布も本ハ振る料あり。上代
ふ領

巾ハ必ず振ハシマツルる。御食ヨシメシは仕奉ハセムるよ殊ハシマツルに比禮ヒリを懸スルる由ハ比禮ヒリへもと振ハシマツルて蟲ムカシなどを撥ハシマツルむ爲ハシマツルよ懸スルるものありしが後遂ハシマツルよ禮服ヒヅケとあれハシマツルるなり云々○和名抄ハナタカシに領巾ヨウキン頂上テイジョウ飾ハシマツル也ハ日本紀私記ヒツキ云比禮ヒリ○伴ハシマツルとハ官職ハシマツルよまれ何ハシマツルよまれ一部ヒツブともなふを云某伴ナニハシマツル某伴ナニハシマツルと云是ハシマツルあり登母賀良ヒツブハシマツルあと云ハシマツルも此意又何ハシマツルとあく交ハシマツルり親ハシマツルむ人ハシマツルを友ハシマツルと云ハシマツルも同意ハシマツルあり緒ヒツカハ長ナガの本語にて云々伴緒ヒツカハ其部屬ヒツカモの長ナガをいふ稱ハシマツルなり襯ハシマツル懸伴緒ヒツカ考ハシマツル云御食ヨシメシを造ハシマツルる男ハシマツルたちなり業ハシマツルせる人ハシマツルハ襯ハシマツルかく事既ハシマツルよ忌部ヒツカの幣ヒツカモを頒ハシマツルつ事ハシマツルに云ハシマツルが如ハシマツルし○後宮職員令ヒツブヒツカヒツカモ采女六十人延喜采女同式ヒツブヒツブヒツカヒツカモ采女四十人ヒツブヒツブヒツカヒツカモと見えたり同令内膳司ヒツカヒツカモに膳部六十人掌ハシマツル造ハシマツル御食ヨシメシといへり○講義ヒツカヒツカモ云天武天皇紀ヒツカヒツカモは膳夫采女等之手襯肩巾ヒツカヒツカモとある采女ヒツブヒツカヒツカモ肩巾ヒツカヒツカモを當ハシマツルれ

は膳夫ヒツカヒツカモハ襯ハシマツルかくる伴緒ヒツカ也

手蹠足蹠ヒツカヒツカモ考ハシマツル云大御膳ヒツカヒツカモは仕奉ハセムるよ手足のあやまちつまづきあらせぬなり○後釋ハシマツル云手蹠ヒツカハ御膳物ヒツカモを取ハシマツルはづし過ハシマツルつ如ハシマツルき事ハシマツルなり○講義ヒツカヒツカモ云万葉二ヒツカヒツカモ黄葉ヒツカモの散ハシマツルのまがひにと有ハシマツルハ黄葉ヒツカモの散ハシマツルまよふ事ハシマツルよ云ハシマツルがまがひよ亂ハシマツル字ハシマツルハよく當ハシマツルりゆくくりあく過ハシマツルつを云ハシマツルあり

親王諸王諸臣ヒツカヒツカモ後釋ハシマツル云すべて如此ハシマツルさまよ列ハシマツルね舉ハシマツルること上代ハシマツルにハ臣連國造ヒツカヒツカモ伴造百八十部ヒツカヒツカモなど云りき諸王諸臣ヒツカヒツカモと連ね云ハシマツルる事ハシマツルハ書紀ヒツカヒツカモの推古ヒツカヒツカモ卷ヒツカモよ見ハシマツルたり其頃ヒツカヒツカモよりの事ハシマツルあるべしさて天武卷ヒツカモに至りて親王諸王及譜ヒツカヒツカモ臣ヒツカモとも親王諸王及群卿ヒツカヒツカモとも親臣ヒツカモ諸臣ヒツカモ及百寮人ヒツカヒツカモとも親王諸臣ヒツカヒツカモ及百官人ヒツカヒツカモ等ハシマツルとも見えたり

百官人等 考云官人といふへ令にてハ初位以上六位以下
官位ある人を云れど是ヨハ無位まで總て仕奉る人を云
ベシ○後釋云百官と云おとヘ何頃より云そめけむ甚古
くして古事記ヨモ見えたりされどおハモと漢籍ヨ微へ
ることなるべし○今接ヨ風神祭詞ヨ百乃物知人と見え
て此ハ固リの古言と聞ゆれば百官人といふことも有り
やしけむ必しも漢ヨ微ヘリとのみハ云難かりぬくや
己乖々 考云おのがむきくハ万葉ヨモよめり○講義云
己が向々ヨ氣隨あるを云ふなり○今接に乖字ハソムク。
ト訓はムキと云むハ如何なれどもおほよそヨ借て書る
あるべし

邪意穢意 今接に邪も穢も大凡似たることなれどそを如

此さまヨ重ね云ひて文を飾ること古言ヨ例多かり清支
明 支誠心など云ふ類あり

宮進 後釋云百官人の大宮に参入仕奉る事を此神の勵レ
たまふを云なるべし○講義云進ハ大宮仕に怠退^{タシヨク}こと無
きを云なり

宮勤 講義云宮仕に緩ミ怠ることあきを云

咎過 講義云上ヨ舉る如き御守ハシモ悉く君臣の
間ヨ係れる國家の大事なるを此神の大宮の内ヨ塞坐て
預り所知食す御靈ヨ依れる故に大宮賣命と稱ヘ奉れる
なり云々拾遺に大宮賣命云々本注云々今云上に舉たと

あれば唯に君臣の間の事の如くなれども此詞に神等乃伊須呂許比阿禮比坐を言直し和し坐スとあれば神と君との御中をも和したまふなりけり云々

○

御門祭 考云四時祭式は四面御門祭准之十二月御川水祭上同左の左に右四面祭御門巫御川水祭座摩巫各行事と見ゆ夏ハ六月か式に漏たり○講義云四時祭式は云々と見えたるハ此御門神ハ四面御門は齋く所。座摩神ハ御川水は在す所也と雖常にハ神祇官西院は齋かれ御座て祈年月次新嘗等ハ其所よして祭らるゝ所なるを六月十二月兩度然るべき日はその守護り坐を四面御門につき御川水は付て祭らるゝ其幣物也こを齋部氏の仕奉る御門祭の料

あらむと思ふハ非也そハ祝詞の首は凡祭祀祝詞者御殿御門等祭齋部氏祝詞と見えたるに少しも拘る狀ならぬハ別あるが故也思ひ混ふべからず齋部氏の行ふ御門祭ハ大殿祭に構行ツクるゝ事下に云るが如し因よ云御川水祭ハ神祇官西院坐廿三座乃至中ある座摩巫祭神五座とある此神等を云なりさるハ右の幣物の員數を以挾るに御門神ハ八柱ある故よ凡そ八數あり御門神の例を刻みて見るよ座摩巫の行事よ御川水神の料ハ凡て五數なるハ其祭神にて五柱なるが故あり是以御門神御川水神等の常ハ御門御溝カハミンの所よ在て守護まし神祇官よて祭らせ給ふ所ハ即ち其靈を齋かせ給ふ所なるを知るべし○今按に御門祭御川水祭の事講義の説いと委し故此詞にハさ

しも用あるにもあらねど煩しく舉けたるあり○講義云
祝詞式よ此詞をかく別條に出されたりと雖その式ハ大
殿祭ヨ隸て共ヨ行ハることよて眞ヨハ其詞別の如く
ある也そハ古語拾遺ヨ殿祭門祭者元太王命供奉之儀と
あるハ上ヨ云る如く同書岩戸の條天照大神を新殿に遷し
坐せ奉る下に天兒屋命太玉命以日御綱米繩云々廻懸其
殿令ミ大宮賣神侍於御前ミ令ミ豐岩間戸命櫛岩間戸命二神守ヨ
衛殿門一とある時に供奉られし事ヨテ皇孫命の初國知食
し高千穂にて定りつる神事と見えたり但守ヨ衛殿門一とあ
るハ深く心ありて記されさる物ヨテ常に宮門など云
とハ異よて御殿と御門とを完衛モリ給ふとの事なりさるハ
大宮女神ハ御殿の内なるヨ御門神のそを守護り坐スとす

るハ如何しき狀あれど猶委しく見るヨ令ミ大宮賣神侍於
御前一とあると大殿祭の詞別とを合考るヨ大宮賣神ハ專
らとハ其大殿の内ヨ坐スて君臣の間の事を守らせ給ふを
御徳とし給ひ御門神ハ御門ハ云も更也御殿一もあれ人
の往來出入ある戸口を守衛たまふ神ヨませば守衛殿門
とハ聞えたる事なりけり云々此詞の大殿祭ヨ付きてそ
の詞別の文なるも又謂ある古傳ならぞやさるハ屋船命
と申すハ御殿ハ更より御門ヨモ何にも木を以造り草を
以て覆ひて屋根とする所ハ悉くこの神の恩賴に依る所
なるか其内ヨ在る所の物事ハ大宮女神此を防護りその
戸外に在る物事ハ御門神此を守衛給ふが故に彼此相分
るが如くあれども共ヨ屋内ヨして在る事なれば眞に屋

船神に屬てぞ祭らるべき事なりける拾遺神武天皇殿にて富命云々殿祭云々次祭_ニ宮門今云上ふ出たれバ略すとあるも別々よ行はれし狀なれど能見れば次よ引續けて行へるゝあり云々又殿祭門祭者太玉命供奉之儀云々中臣忌部候御門云々とあるゝ殊よ亮々なる者なりさるゝ殿祭門祭といへれば異あらむにハ宮内省奏詞にも件を別けて云はで聞えがさきを將レ供奉御殿祭而中臣忌部候御門ニとしも云るゝ御門祭ハ御殿の中に在て行はるゝが故也云々貞觀儀式延喜式北山抄江次第等にも其儀式を別よ載られざるハ大殿祭の中よ在るを以てあり祝詞式の首よ御殿御門等祭者忌部祝詞とあれば其頃著明き祭祀かるを何れを見ても幣物ハ更也其式をたゞ記されざるに疑をつ

けて考ふべき事あらぞや然るを賀茂翁の考よ四時祭式よ云々今云上ふ出せれ是ハ巫を神主とし忌部ハ祝詞を讀む奉幣ハ本より也と云れつれども委シからぞそハ四面御門祭ハ其巫ありて常に仕奉るそを以祭らしめ給ふあれば忌部のもとより預る所あらぞ旦御川水祭と並べ行へるゝも大殿祭とハ別あるが故あり云々四時祭式大殿祭の條に云々その祝詞ハ忌部向レ巽_ニ微聲申祝詞とある其中よあるべしそれ此御門神も大宮女命と共に鎮坐す所神祇官西院なれば其方を指て巽に向へるなり且御門神よハ玉の用なきが故よ祝詞よハ記さざ散米酒のみなり幣物を進ること無し云々櫛岩牘豐岩牘と申す事ハと有て上よ大宮女命止御名乎白事波とあると同ドくし

て考る此上に今少し言の有らぬは無是のみかゝるは
若落たるかと云れたる如くなるひいひしらぬ味にて大
殿祭の詞別と相並べるが故あり
櫛磐臘豊磐臘命止 考云奇磐眞門ちふ言より櫛云々の字を
借より○今按古事記に天之石門別神亦名謂櫛石窓神
亦名謂豊石窓神此神者御門之神也とあり又古語拾遺に
令豐磐間戸命櫛磐間戸命二神守ヨ衛殿門並是太玉之子也と見え
より猶新年祭御門巫祭神の下云へり○講義云こへ大
殿祭の詞別は大宮賣命止御名平申事波皇孫命乃同殿能
内爾塞坐とあるよ對せる文なり然れば上に詞別白久ハ
此詞に係れるおと決きものなり云々御名平申事波と云
るハもとよりの御名にあらず其守衛たまふ事は就て稱

たる所あるが故に上句の上より云々神を云々と御名を
申す事はとある意也そハ櫛岩窓豊岩窓神ハ本名天石戸
別神なるを御門を守り給ふ由を以て然稱へざる事の本
を表す故に如此云るあり

四方内外御門後釋云内重中重外重を兼て云あり考る内
ハ中重乃諸門と云れたるハいかゞ
如湯津磐村久考云多くの群磐ハシナガちふ事也村ハ群の意

疎備荒備來武考云神皇祖の御言向より從へむして御孫命
を疎む也云々
天龍麻我都比登云神考云古事記に初於中瀬隨迦豆伎而
滌時所成坐神名八十禍津日神訓レ禍賀下微云ニ摩次大禍津日神此
二神者所到其穢繁國之時因汚垢而所成神也云々こゝよ

此神をいふ。今按に天能ハ天上之の義にて天上より坐を
禍津日神と云ふあり常に天之某神と申す天のとハ聊か
異なるべし御門祭の元ハ上より記せる如く天照大御神の
天岩窟より出まして新殿より遷坐し。時に御門神より殿門
を守らしめたりとあるより起れるを此岩窟隱の惡事はも
禍津日神の御荒より事起りつるなれば即ち其天上なる
禍津日神の禍言の再び起らさらむ爲に如此云ひて御門
神に祈白せる遠つ神代の語の傳へり來しものありけり
此を思ふよも此詞どもの最古く貴き由を辨ふべし
言 武惡事 講義云爲武と云べきよ似たりと雖行も事にて
事の用ハ言あれハ必ずかく云べし。○後釋云麻賀とハ諸
の凶事惡事を云へバ惡事と書る當れり考よ惡事と書る

ハ却て遠し枉事と書いて直あらぬ事也と云れたる中々
に狹し

相麻自許利 考云この麻自ハ蠱物厭マジモノモジナヒなどのまトの類あが
ら爰に云ハ今人の目まトくり口まトくりといふ是也次
の道饗祭に根國底國與鹿備疎備來物爾相率マジコリ相口會事無
久と有もまトくりて率る意もて率とハ書しもの故に彼
をもこゝをもて相まドコリと訓べし。○後釋云神代紀に
當遭害マジコレナムとありまトあるより○今按より交雜マジハラマジルなどの類
も其本ハ同言あるべし
相口會事無久 後釋云相口會ハかの惡言を諾マジタマシなふをいふ
さてその惡言を諾マジタマシふぞすあハち交マジコあるあれば交マジコりて
と云、意に見るべし麻自許利と口會と二、よりあら毛扱そ

ハ百官人等の事なるを此ハ其神の守り坐て然ること勿
らしめ給ふ故ヨ賜事無久と云るあり賜ハ此神に係れる
言あり然れば會ハ阿閉と訓べし阿閉は考に云れたる如
く阿波世の約りたるよて令^セ會の意あれバ也○講義云麻
自許利ハ惡行ニ黨^{トモナハ}るゝを云ひ相口會ハ惡意に與するを
いふあり

自上往波云々 講義云正しきも邪れるも神ハ甚奇く靈し
きものよて虛空ハ更あり地下と雖潛り通りて達る者な
りければ如此の御衛護あることあり 待防掃却 考云万葉に不^{マツ}奉仕國^{ムクニ}平^{ハラ}掃除^{ハラ}等とあり 同事を卷
二十^ヨ麻都呂僧奴比等乎母夜波之波吉伎欲米ともよめ
り却ハ退逐^{シリヅケヤル}あり○今按^ヨ掃を考にハキとよミ後釋にハ。

ラヒと訓り考說の如く同事あれば何にてもあるべき中
に爰ハ猶ハラヒと云ふ方まされり○後釋云掃却ハ禍津
日神の来るを掃ひ遣るあり

言 排坐豆 後釋云言排モ其惡言を云て人を交らむとする
を此御門神の言退て交こらしめざるあり排字ハ如何よ
むべきよか慥におもひ得ねど字書^{イヒツカ}も推也とも斥也とも
注したれば曾氣と訓つ考^{ヨコ}とひらきと訓れたれどい
かド○講義云記傳に万葉に山乃衣寸野之衣寸云々曾伎
ハ曾久を体言^{ヨイヘル}にて曾久とハ離放る意ありとい
それたるその義にて此の排もその惡言をとほく追放て
相口會ハしめたまハざるあり○御門神の然る惡神の幽
より虚空地下よりも大宮内^ヨ入りまして惡事をあすこ

ともあらむかと待儲て防き塞へ退是入らしめたまへざるハ元より百官人等と雖も疎ふる鬼よ相交り相口會たるハ禁闈は參來らざりしめたまふ御守護の狀をいふなり

参入罷出云々 講義云上の詞別よハ選所知志とありてかれハ宮仕の人の善惡邪正をえらび然るべからぬ人を大殿内よ令レ侍たまへざるを云ふと同しくこゝも然にて御門内に入るまトキ悪人を塞きて入らしめ給へざるを云ふあり

平久良氣云々稱辭竟奉止白

講義云二神の名の櫛と豊とを此よてハ反して稱へたりさて此ハ上の詞別の結文よ少

も違ふ所なし此文の然對へるを以ても大殿祭詞ハ本文

にて上の大宮女命と此詞の二ハ共よ屬さる詞分あること愈著きものありかし



明治十五年十一月十四日出板御届

三十卷

著述人

久保季茲

東京府士族

東京四谷區四谷
須賀町卅二番地

出版人

同

平田胤雄

同本所區柳島橫
川町十壹番地

